


青少年の携帯電話端末等使用に関する説明書

- ☆ 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪やトラブルに巻き込まれるおそれがあります。携帯電話端末等を使用する者が18歳未満の場合は、法律に基づき、原則としてフィルタリングサービスを利用しなくてはなりません。
- ☆ フィルタリングサービスを利用しない場合は、奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づき、その理由を書面等により、携帯電話事業者等に提出しなくてはなりません。

フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる3つの理由

- | | |
|---|--|
| ① 青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで、業務に著しい支障が生じる場合 | ② 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリングサービスを利用することで、日常生活に著しい支障が生じる場合 |
| ③ 保護者が、その保護する青少年の携帯電話端末等からのインターネットの利用の状況を適切に把握することなどにより、当該青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにする場合 |  |

ただし、以下の理由は「やむを得ない理由」に該当しません。

- うちの子に限って不適切なインターネット利用はありえない
- 子供を信用しているから
- 特に必要だと思わないから
- 子どもがインターネットを自由に使えないのは、かわいそうだから
- フィルタリングしないように子どもに頼まれたから など



～フィルタリングの有効化措置（初期設定）を希望されない保護者の皆さまへ～

店頭でフィルタリングの有効化措置（初期設定）を希望されないときは、条例に基づき、その理由を書面等により、携帯電話事業者等に提出しなくてはなりません。その場合は、保護者が責任を持ってフィルタリングアプリのインストール・設定や機能制限等の初期設定を行わなければなりません。

インターネット利用のルールを作っちゃおう！

- ☆ 長時間利用による生活習慣の乱れや、SNS上の不適切な投稿によりいじめやプライバシー上のトラブルに陥るなど、インターネット利用における問題が深刻化しています。
- ☆ インターネットの危険性について子どもと大人で話し合い、家庭のルールをつくるのが大切です。
- ☆ 子どもをルールで縛るのではなく、なぜそのルールが必要なのかを、子どもと大人が一緒に考えましょう。

下記のルールを参考に、家庭のルールをつくり、成長にあわせて見直しましょう！

時間

- ✓ 1日の使用時間は○時間まで。
- ✓ ○時以降は電源を切る。

場所

- ✓ 公共の場所では使用しない。
- ✓ 自分の部屋、ベッドの中、お風呂には持ち込まない。

人間関係

- ✓ 人の悪口や嫌がることを書き込まない。
- ✓ メールやメッセージは、一度読み返してから送信する。
- ✓ 大事なことは直接伝える。

お金

- ✓ 有料サイトの利用や有料アプリのダウンロードはしない。
- ✓ 金額の上限は○円まで。

出会い

- ✓ 個人情報（名前、住所、電話番号等）はインターネットに載せない。
- ✓ インターネットで知り合った人に会わない。

ルールを守れなかったとき

- ✓ 決めたルールを守れなかったら、○日間利用を禁止。



インターネットのトラブルは子どもだけでは解決が難しいことが多くあります。
子どもが一人で悩みを抱えないよう困ったことがあれば、保護者に相談させましょう。

お問い合わせ先
奈良県地域創造部こども・女性局 教育振興課
TEL：0742-27-8608